

史料叢書 4
戸長役場の史料

国文学研究資料館史料館（丑木幸男）編
東京 名著出版発行 2000. 3
369p（解題・本文他376p, 索引20p）21mm 8,500円

本書は、国文学研究資料館史料館が所蔵する武蔵国大里郡大麻生村（現・埼玉県熊谷市）古沢家文書ほか史料群より、戸長役場文書の引継・管理および戸長の職務に関する史料を収録したものである。

記録史料群は、出所の団体や家などの機構を反映した組織性を内的秩序の一つに持っている。史料整理において、その解明が重要なのは言うまでもないが、出所によって難易度は一様でない。一般に近代の行政文書は、近世の家文書等より組織性が明確であるとされている。しかし戸長役場文書の場合、府県庁文書に比較して、内部構造の解明でかなり立ち遅れが見られていた。戸長制度が近世と近

代の町村制度の過渡期にあり、組織機構も記録の保存管理法もなかなか判りにくかったためである。戸長役場文書の整理には、一種の「ハンディキャップ」があったとでも言えようか。

本書の編集を担当した丑木幸男氏は、1993年から1997年にかけて『史料館研究紀要』に「戸長役場史料論一～四」を発表し、戸長役場文書の引継・管理の実態と史料群の内部構造を詳細に分析した。論文の中では、戸長役場文書の史料群的特徴が明らかにされ、上記の「ハンディキャップ」もだいたい埋められた印象を受けた。本書はその研究成果から生まれたもので、丑木論文の史料編的な性格も見られる。

本書を含む『史料叢書』全10巻は、史料館の事業と研究両面の成果に立脚し、史料を作成・伝来した組織体の機能と史料管理の実態の解明を刊行目的としている。評者の私見であるが、本書は既刊4巻の内でも最も目的に近付いた構成だと思える。また、町村の史料調査の際によく見つかる史料群でありながら、実態の不明な傾向にあった戸長役場文書を取り上げた意義も大きい。

さて、本書が中心に扱う大麻生村の戸長役場では、古沢家と須永家が年番で戸長を務めていた。交替時の引継公文書以外の文書は、両家の私宅に蓄積・保管された。現在では、役場に引継がれた公文書も須永家保管の分も失われ、古沢家文書のみが残っている。

丑木氏は、引継目録に残る文書名と現存の古沢家文書とを照合し、大麻生村戸長役場文書の内部構造を復元する手法を用いた。文書編纂基準が不明瞭で、文書の保管場所も旧町村役場と旧戸長宅に分かれる戸長役場文書特有の条件を考慮してのことだろう。

戸長制度は、明治4年(1871)の戸籍法公布、5年の名主制度廃止、同年の大区小区制認可、11年の郡区町村編成法公布、17年の地方制度改革、21年の町村制公布をそれぞれ画期としている。大麻生村古沢家文書が全ての時期をカバーしていないため、本書では他町

村の戸長役場文書から史料を補っている。特に岐阜県大野郡高山町(現・高山市)の戸長役場文書は、散逸せず保存されてきた事例であり、大麻生村との好対照を示している。

本書の構成は以下の通りである。

解題

第1章 戸長役場制度

1. 研究の状況
2. 戸長制度の変遷
3. 大麻生村戸長役場制度の変遷

第2章 戸長役場史料の引継と管理

第3章 戸長の職務

1. 戸長選挙と職務規程
2. 職務に応じた史料

史料

第1章 戸長役場史料の引継と管理

- (1) 埼玉県大里郡大麻生村
- (2) 神奈川県多摩郡和田村
- (3) 島根県神門郡上古志村・古志町
- (4) 山形県北村山郡細野村
- (5) 岐阜県中島郡大須村
- (6) 岐阜県大野郡高山町

第2章 戸長の職務と史料

- (1) 戸長選挙と職務規程
- (2) 職務に応じた史料

文書群別史料目次

索引

解題第1章は、近年の研究動向をふまえ戸長役場制度の変遷を説明しており、目録記述で言えば出所の組織歴にあたる。大区小区制期の不統一な戸長制度が、明治11年にいたり府県官職制の中の「戸長職務ノ概目」で統一基準を示されたことなど、丑木氏の論が展開されている。

解題第2章は戸長役場文書の引継・管理を扱っており、大麻生村ほかの引継目録を収録した史料第1章に対応している。章の一つを引継目録の紹介にあてた構成から、本書が史料群の構造分析を重視している姿勢を見て取れる。丑木氏は引継目録と現存史料との照合

から、戸長役場文書の内容が、国政委任事務・府県委任事務・共同体機能維持事務に大きく分類できることを解明した。史料群の組織性の内的秩序復元に迫るこの部分は、本書の心臓部であると考えたい。

解題第3章は戸長の職務についてであり、史料第2章に対応している。1節で職務規程を取り上げたのは、前章の引継目録と併せて組織性の内的秩序を洗い出そうとする意図に見える。これに対し2節では、戸長役場文書の内容を布告・布達、地租改正、土地、租税、戸籍、徴兵、学事、衛生、民費・村費、村、社寺、広域区会の12部門に分類して、シリーズ・レベルの組織歴とも言える解説を付している。

巻末の文書群別目次では、収録史料を各家文書別に再整理しており、既刊の『史料館所蔵史料総覧』および『史料館所蔵史料目録』各集との照合を容易にしている。利用者への行き届いた配慮がなされていると言えよう。

また索引では、解題と史料の中に出てくる史料名称を「戸長職務ノ概目」を基準に分類収録している。戸長役場文書の史料名称を比較検討する目的で作成されており、本書を実際の史料整理の場で辞書的に使うことも可能にしている。

戸長役場文書の整理の際には、本書のみでも参考書として有用であるが、利用者諸氏には前記の丑木論文と併せ読まれることをお勧めしたい。解題でダイジェストされた丑木氏の研究成果を読むことで、戸長役場文書への理解が一層進むことを保証する。

本書は『史料叢書』10巻の刊行事業の中で編集されたため、1巻あたりの総頁数にも上限があったものと推察される。そのため、解題がダイジェストである他、史料第2章(2)においても、職務部門ごとの収録史料数に若干バランスの悪さが見られる。地租改正に比して、徴兵や学事などの部門の収録史料数は明らかに少ない。本書の内容に対し、十分な頁数の与えられていないことが惜しまれる。

最後にもう一つ、私見を述べてみたい。丑

木論文および本書では、戸長役場文書の内部構造、すなわち組織性の内的秩序がかなり解明されている。これが研究上の大きな前進であることに間違いはない。が、利用者サイドで敢えて慾を言えば、戸長役場文書の中の代表的なサブ・シリーズ・レベルについても、詳しい内容解説が欲しい。例えば地租改正の部門であれば、「斜縄帳」や「三斜野帳」などの各群についてである。戸籍や租税などの国政委任事務に関しても、毎年連続性を持ち作成されたサブ・シリーズが存在したと考えられる。戸長役場文書を元に明治前期の地方行政を調べる際、それらに関する解説の存在はきわめて重宝であろう。

戸長役場文書の研究第2段階として、この方向の分析が進められことを特に切望するものである。その意味でも、丑木氏の今後の研究活動に注目したい。

柴田知彰・秋田県公文書館